

令和5年3月20日
電力・ガス取引監視等委員会

レベニューキャップ制度の導入に伴う特定小売供給約款の変更届出 について経済産業大臣に意見回答を行いました

電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められた特定小売供給約款の変更届出について、令和5年3月16日付けで、当該届出の内容に異存がない旨、経済産業大臣に意見回答を行いました。

1. 概要

令和5年2月14日及び同月28日に、以下に掲げるみなし小売電気事業者から経済産業大臣に対して、レベニューキャップ制度の導入に伴う特定小売供給約款の変更届出(以下「本届出」といいます。)があり、令和5年3月2日付けで経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会(以下「当委員会」といいます。)宛に意見の求めがありました。

- ・東京電力エナジーパートナー株式会社
- ・中部電力ミライズ株式会社
- ・北陸電力株式会社
- ・関西電力株式会社
- ・中国電力株式会社
- ・九州電力株式会社

これを受けて、当委員会において本届出について確認を行った結果、当委員会として本届出の内容に異存がない旨を、令和5年3月16日付けで、経済産業大臣に回答しました。

2. 添付資料

[特定小売供給約款の変更の届出について\(回答\)](#)

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課長 池田
担当者:安原、齋藤
電話: 03-3501-1552(直通)